

創刊の辞

上村達男*

早稲田大学法学研究所、商学研究所、比較法研究所が申請母体となった平成15年度21世紀COEが採択され、「企業社会の変容と法システムの創造」と題する研究目的を達成するために、《企業法制と法創造》総合研究所が立ち上がり、多くの研究活動を開始している(<http://www.waseda.jp/prj-COE-WIN-CLS/>)。

本研究拠点の研究目的は、第一に資本市場法制、企業法制それ自身の充実・強化に向けた研究であり、第二にそれを真に実効あらしめる民事法制、刑事法制、手続法性、企業破綻法制等々の研究、すなわちこれら分野が資本市場と企業というワードに当面した場合に、これにいかに対応すべきかを研究する。第三に市場と企業の公法ないし基礎法的な研究を踏まえ、第四にこうした研究を通じて日本の企業社会と市民社会の関係を可能な限り一体化させるための基本認識を確立しようとするものである。企業と市場に関心を有する社会科学諸分野（政治学、経済学、経営学、会計学等々）に欠けている法的視点につき、これら分野の専門家の要請にも応えうる研究所であることも目標の一つである。

これらの地道な研究を通じて、ともすれば現場の便益の追求に陥りがちな制度論議について、日本の企業社会と市民社会のあり方に関する思想と哲学を踏まえ、諸社会科学分野の知見を総合し、諸法学分野とも一体となった、長期的で安定感のある制度論の構築を目指したい。日本は資本市場と公開企業の運営については初心者であり、欧米の見えざる法人観や条文にない規範意識を無視しがちである。本研究拠点はこうした問題に意識的に光を当てることで日本の社会に真に適合的な制度論を構築すべきと考えている。まさに日本のこの分野で、知恵と理論構成こそが経験の不足を補うための命綱である。欧米が理論的に十分に整理していなくてもやっつけていける問題を、最高水準の理論構成によって克服するとの強い意志を有し、そうした認識を十分に尊重するという姿勢を持たなければ、日本は国際企業社会のフロントランナーたりえないであろう。

本研究拠点は、こうした問題意識を共有して多くの専門家が学問横断的に研究活動を行うことで日本の21世紀の新しい法律学の地平を切り開き、ひいては制度論的観点を踏まえた日本の社会科学の真の確立を展望しようとの大望を抱いている。当面はささやかな研究活動の積み重ねであっても希望は大きく持ち続けていたい。

こうした本研究拠点の設置目的からすると、その研究の成果を常に世に問うことが必要であり、その目的のために今回創刊を迎えた本誌に期待される役割はきわめて大きい。本誌が、諸法学分野の専門家のみならず、企業と資本市場に関心を有するすべての人々にとって意義のある機関誌に成長することを目指して、まずはそのためのささやかな第一歩を踏み出したい。

* 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所所長、早稲田大学大学院法務研究科・法学部教授